

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会 議 録

第 5 回

平成15年11月27日

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会

第5回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議録

平成15年11月27日、第5回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会が岩舟町文化会館（コスモスホール）において開かれた。

1. 開催日時 平成15年11月27日（木）
午後2時00分から5時00分まで
2. 開催場所 岩舟町文化会館（コスモスホール） 小ホール
3. 出席した委員

| | | |
|-------|-------|--------|
| 鈴木俊美 | 栃木 實 | 亀田 仲司 |
| 熊倉武夫 | 石塚 英彦 | 田口 東一 |
| 羽金政光 | 高岩 義祐 | 小林 長 |
| 戸谷勝次 | 佐山 保 | 梅沢 米満 |
| 鈴木邦夫 | 松本 喜重 | 天海 英夫 |
| 渡辺 仁一 | 佐山 晃 | 中田 堅一 |
| 永島源作 | 細谷 亮 | 高際 一男 |
| 田村澄夫 | 三柴 一男 | 中山 斉 |
| 松本房子 | 小幡 英夫 | 片柳 登 |
| 小林為三男 | 熊倉 幸夫 | 佐山 嘉市 |
| 島田家得子 | 島田 富雄 | 阿部 博子 |
| 田中久巳 | 葛生 明雄 | 久留生 道子 |
| 小倉元江 | | |
4. 欠席した委員
なし
5. 関係者の出席
なし
6. 事務局の出席
全職員
7. 議事

| | |
|---------|-----------------------------|
| 報告事項 | |
| 報告第1号 | 新市の事務所の位置選定検討委員会経過報告について |
| 報告第2号 | 新市建設計画の策定状況について |
| 協議事項 | |
| 協議第8号の2 | 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目6） |
| 協議第13号 | 財産及び債務の取扱いについて（協定項目5） |

| | |
|--------|-------------------------|
| 協議第14号 | 条例・規則等の取扱いについて（協定項目11） |
| 協議第15号 | 行政区の取扱いについて（協定項目22） |
| 協議第16号 | 男女共同参画行政について（協定項目23-1） |
| 協議第17号 | 広報広聴関係事業について（協定項目23-4） |
| 協議第18号 | コミュニティ施策について（協定項目23-28） |

会議内容

| | |
|-----------|--|
| 司会（事務局次長） | <p>本日はお忙しい中、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会にご出席を頂き誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより第5回会議を始めます。会議開会にあたりご報告いたします。本日の会議には委員37名全員のご出席を頂いております。早速会議に入りますが、会議に先立ち、鈴木会長よりごあいさつをお願いします。</p> |
| 鈴木会長 | <p>委員の皆様、本日は大変にご苦勞様です。また、傍聴にお出での皆様もようこそ当協議会に足をお運び頂きましてありがとうございます。これから第5回目の合併協議会を開催するわけですが、毎回毎回極めて重要な協議事項が出てまいりまして、いよいよ佳境に入りつつある、そんな印象かと思えます。今年も残すところわずかとなってきたこの中で、なんとか新しい年を迎えるまでに、この3町の合併協議会の新しい清新な気持ちで年が迎えられるように、残り少ない今年のこの協議会の会合を是非実りあるものにしていきたいと思っておりますのでよろしくご協力をお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はほんとうにご苦勞様でございます。</p> |
| 司会（事務局次長） | <p>ありがとうございました。続きまして本日皆様にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。5点程お手元にお配りしてございます。まず合併協議会次第のつづり、それから合併協議会議案書、それから説明資料、それから別紙といたしまして新市建設計画策定に係るアンケート調査結果概要という別冊のものが一つ、それからこれは大変恐縮ですが、第4回会議資料の訂正についてということで、前回お出ししました資料に誤りがございましたので、ご訂正をさせていただきます。藤岡町の議会の常任委員会の名称に誤りがございました。産業経済常任委員会という表示をいたしましたが、産業建設常任委員会の誤りでございます。お詫びいたします。資料でご不足のある方はいませんか。それでは、続きまして第4回合併協議会以降の経過等につきまして、河田事務局長よりご報告申し上げます。</p> |
| 事務局長 | <p>事務局長の河田でございます。どうぞよろしく願いいたします。会議次第の2ページを開いて頂きたいと思えます。経過報告説明資料ということで、2点取り上げてございます。まず1点目でございますが、合併に伴う議会議員の任期及び定数に係る要望書についてでございます。これにつきましては、平成15年11月10日付けで、合併を考える会、会長加藤次郎氏から合併協議会会長に対しまして、別紙のとおり合併に伴う議会議員の任期及び定数に係る要望書の提出がございました。2つ目は新市名称の応募状況でございますが、第3回の協議会におきまして、区域内に住所を有する住民からアイデアを募集するということでご確認を頂いたところでございますが、新市の名称については11月1日から30日までの1ヵ月間募集期間と定めま</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| | <p>して、募集を受け付けているところでございます。また といたしまして、その応募用紙の配布ということで3町の広報紙の発行日に合わせまして、全戸配布を行なったところでございます。同時に回収箱を設置いたしまして、3町内19の施設に応募用紙等の備付を行なったところでございます。これを受けまして、 の応募状況でございますが、11月26日現在応募状況は総数で1,844件となっております。種類については約300種類を超えております。これはこの1ヵ月間を過ぎた後、小委員会等で、5から10項目に絞り込みを頂きたいと考えておりまして、そちらのほうで検討頂くことになるかと思っております。まだ期間等もございまして、今日傍聴においで頂いている皆様方におきましても、できれば応募のほうよろしくお願ひいたします。以上で経過報告とさせていただきます。</p> |
| <p>司会（事務局長） 鈴木会長</p> | <p>それでは、議事に入らせて頂きますけれども、議事の進行につきましては協議会の規定によりまして、鈴木会長にお願ひいたします。</p> |
| <p>羽金委員長</p> | <p>それでは定めによりまして、しばらくの間進行役を務めさせていただきます。まず初めに会議を始めるにあたりまして、会議録署名人を指名させていただきます。今回は戸谷勝次委員と熊倉幸夫委員にお願ひをいたします。それでは早速議事に入りたいと思っております。まず、報告事項であります報告第1号新市の事務所の位置選定検討委員会経過報告についてでございます。経過報告につきましては、検討委員会委員長からご説明を頂きたいと思っております。検討委員会委員長羽金様よろしくお願ひいたします。</p> <p>第1回の新市の事務所の位置選定検討委員会経過報告ということで、ここで皆様に資料を差し上げております。1ページでございます。開催日時として平成15年11月21日（金）午後7時から9時10分ということで開催をいたしました。開催場所は、大平町健康福祉センター「ゆうゆうプラザ」多目的ホールでございます。出席15名で全員出席をいたしました。その中でまず正副委員長の選任ということで、不肖私が委員長の選任を頂戴したところでございます。副委員長におきましては藤岡さんが改選後間もなく、まだその後の議会体制ができてないということで、副委員長に小林長岩舟町議会議長が選任をされたわけでございます。次に2番の協議内容でございますが、新市の事務所の位置選定に係る審議事項についてということで、新市の事務所の位置選定にあたっては交通条件、公共施設等の配置状況、既存庁舎の老朽化、それから狭あい性及び合併市の効率性・機能性を考慮し、新庁舎の建設や事務所の機能の在り方等について協議することといたしたわけでございます。次に、(2)新市の事務所の位置選定検討委員会スケジュールということで協議をいたしました。その結果、検討委員会の開催については年内3回の開催を原則とするが、必要に応じ随時開催することにいたしました。2</p> |

| | |
|------------------|--|
| <p>鈴木会長</p> | <p>番目に一回の会議は概ね 2 時間とすることにいたしましたところでございます。次に、(3)新庁舎の建設についてでございます。新庁舎の建設については現在の庁舎の老朽化等の状況から、建設することと全委員の意見が一致したところでございます。なお、建設時期及び場所については第 2 回以降の検討委員会で協議をすることとしたところでございます。4 番目に新市の事務所の機能のあり方についてでございます。事務所の機能のあり方については、合併の趣旨からして本庁方式とし、当面は総合支所方式とするということで、全委員の意見が一致したところでございます。次にその他の項目で、(1)第 2 回検討委員会の日程についてということで、12 月 2 日(火)午後 1 時 30 分から大平町健康福祉センター「ゆうゆうプラザ」にて開催することとなりました。2 番目に会議録署名人についてでございますが、第 1 回検討委員会会議録署名人に大平町の高岩義祐氏と岩舟町の熊倉幸夫氏の 2 名が選出されました。以上、新市の事務所の位置選定委員会委員長羽金正光ということでご報告を申し上げます。以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。ただいまの新市の事務所の位置選定検討委員会につきましては経過報告ということでございますので、今回は質疑等は行わないでいきたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。ありがとうございます。それでは報告ということで以上にて終了させていただきます。続きまして、報告第 2 号新市建設計画の策定状況について事務局のほうから説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局(計画班長)</p> | <p>計画班の大出と申します。よろしく願いいたします。それでは報告第 2 号新市建設計画策定状況について、少々お時間を頂戴いたします。議案書の 3 ページをお開きください。まず 1 番目といたしましてこれまでの経過ということでございますが、まず 8 月 18 日に行われました第 2 回協議会で新市建設計画策定方針についてご了解頂きました。第 3 回協議会におきましては経過報告といたしまして、各種行政調査、団体調査、住民調査等を実施したということを経過報告の中でお知らせしてございます。また、建設計画策定に伴うアンケート調査の実施ということで、こちらについても経過報告の中でご報告しております。第 4 回の協議会におきましては、建設計画に伴うアンケート調査の回収状況ということでお知らせしてございます。1 万件の配布をいたしまして、回収が 4,480、回収率が 44.8%という状況でございました。またあわせてご意見箱の設置ということで、3 町合計 19 箇所に意見箱を設置したこと、またあわせて啓発ポスターの作成及び配布をしたということをご報告してまいりました。つぎのページをお開きください。2 番目といたしまして現在の策定状況ということですが、(1)として、先程申し上げまし</p> |

た、2回目の協議会のときにご了解頂きました新市建設計画の策定方針を改めてこちらの方へ記載してございます。少々お時間も経ってしまいましたので、もう一度この策定方針についてご説明したいと思います。新市建設の策定方針につきましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして作成する市町村建設計画（以下「新市建設計画」）につきましては概ね次のような考え方により臨むものとする。1.計画の趣旨、新市建設計画は大平町・岩舟町及び藤岡町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより3町の速やかな一体性の確立及び地域の個性を活かしながら、均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。なお新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画にゆだねるものとする。2番目といたしまして、計画の構成、新市建設計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。3.計画の期間、新市建設計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後概ね10年の期間について定めるものとする。4.画策定の指針につきましては、5点程あげてございます。新市建設の基本方針を定めるにあたっては将来を見据えた長期的視野に立つものとする。新市建設計画の策定にあたっては3町の事業に配慮し、事業の緊急度・重要度・優先度、合併により期待できる効果等を十分に検証する。また単にハード面の整備だけでなくソフト面にも配慮する。3番目といたしまして、公共施設の統合整備については住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分に配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。4番目といたしまして、財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積ることなく、新市においても健全な財政運営が行なわれるように十分に配慮して策定するものとする。5番目といたしまして計画の検討に際しては、住民意向を踏まえるため意向調査を実施するとともに、合併効果の最大活用及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に十分留意して策定するものとする、ということが基本方針として確認されていることとございます。次の5ページになりますが、こちらの方には新市建設計画と総合計画との関係ということで図式化したものがございます。現在3町とも、振興計画がございます。合併時にあわせまして、新市建設計画を策定するものがございますが、それを反映したものが合併後に総合計画という形で策定されることとなります。次のページをお開きください。6ページ目になります。こちらの方には、大平町・岩舟町・藤岡町の総合計画の現状ということで3町の振興計画の方を記載してございます。こちら

につきましては参考ということで皆さんにご覧になって頂くということで説明の方は省略させて頂ければと思います。7 ページ目になります。こちら(2)ということで、新市建設計画の基本的な構成ということで現在考えております計画の中の構成をこちらに示してございます。新市建設計画の基本的な構成を次のように想定します。ただしこの構成は、協議会の検討に応じて見直すものとします。構成につきましては、大きな1番目にはじめにということで、まずここには合併の必要性、計画策定の方針等が記載されていく予定でございます。2番目といたしまして、新市の概況というところでは現在8点程あがってますが、3町の姿、3町の概況ですね、2番目といたしまして位置と地勢、交通、人口と世帯数、順次このように8番目までの項目として記載されていく予定でございます。大きな3番目といたしまして、新市の発展方向ということで、こちらのほうには各種調査ですとかアンケートから抽出いたしました課題等に基づきましたまちづくりの方向性ということで、今(仮)ということで5点程方向性が示してございます。こういった形で課題と方向性という形でまとめていくものでございます。4番目といたしまして、新市建設計画の基本方針ということで、こちらには新市建設の将来像、基本理念ということになりますね、キャッチフレーズ的なものになると思います。2番目といたしまして新市建設の基本方針、将来像を実現するための方針ということでございます。3番目に新市の土地利用構想、こちらにつきましては長期的展望に基づいた土地利用計画ということになります。5番目といたしましては、新市の施策でございます。こちらにつきましては基本方針に基づく施策ということで、現在まだこれは仮という形なのですが5項目程基本方針をあげさせて頂いております。これの各基本方針にこういった分野の事業が入っていますよ、ということで、かっこ書きで書いてございます。1番目につきましては、みんなが心地よく暮らせるまちということでこちらの基本方針に基づく施策といたしましては、生活環境の整備、広域圏との連携、情報化への対応というような施策になろうかと思っております。こういった形で5項目程あげさせて頂いております。6番目は新市における栃木県事業の推進ということで、建設計画に盛り込むべき県事業ということで2項目程栃木県の役割と新市における栃木県事業ということで記載される予定でございます。7番目の公共施設の統合整備、こちらにつきましては役場、支所、出張所、小中学校、公共施設等の統廃合ということで記載されていく予定でございます。8番目といたしまして財政計画、こちらにつきましては普通会計ベースでの歳入・歳出それぞれ10年間の推計というようなことで記載されていく予定でございます。続いて8ページをご覧ください。こちらにつきましては今後予想されるスケジュールということで記載してござい

ます。今現在新市建設計画の素案を調整中でございます。この素案につきましては、できれば12月24日の協議会の方から順次ご提案できればと考えております。それを踏まえまして先日地方課の方で策定状況ということで中間のヒアリングがございました。その時に栃木県の方でこの建設計画に伴う下協議、事前協議、本協議と段階的な協議が入ってくるものですから、こういった時期についてのご指導もまたありまして若干のスケジュールに変更がありましたものですから、それらについてご報告いたします。今申し上げましたとおり、12月24日に開かれます第6回協議会に建設計画の素案をご提案していければということで今調整中でございます。1月に入りましたら、県の方にその素案の建設計画、財政計画の素案の方を下協議という形で説明にあわせて入っていければと考えております。順次協議会でご検討頂く中で、3月上旬からできればこの素案を持って、住民説明会を開催できればということで考えております。3町あわせて12箇所を予定してございます。3月29日に行われます第9回の協議会におきまして、建設計画の素案をご了解頂きまして、頂いたものを住民説明会ですとか県の下協議等の調整をすませまして案としてご提案して、ご承認頂ければということで考えております。4月上旬には、県の方に建設計画の案の事前協議を行います。5月下旬には第11回協議会において、建設計画の事前協議を踏まえた形の修正案ということでご提示できればと考えております。6月上旬に県に本協議という形で6月下旬の12回協議会において決定と、こういったスケジュールを現在のところ想定してございます。最後9ページになりますが、先程もご報告いたしました、既にアンケート調査結果が実施されておりまして、先日経過報告の中で回収状況をお知らせしたところなのですが、住民アンケート調査の集計がほぼ終わりました、その概要ができてまいりましたので、その概要について簡単にご説明したいと思います。別紙の資料になります。新市建設計画策定に係るアンケート調査結果概要という別紙のほうの資料をご覧ください。こちらの方には住民アンケート調査の結果の概要と3町の中学校の方にご協力頂きまして中学3年生を対象に行いました中学生アンケートの調査結果をこちらのほうに記載してございます。まず2枚ほどめくって頂きまして、1ページ、住民アンケート調査結果の概要の1ページになります。アンケート調査実施内容が記載してございます。調査の目的といたしましては、新市建設計画の策定にあたり新市における行政の優先施策課題やビジョンに対する住民の意向を把握し、計画づくりに反映することを目的として実施いたしました。調査の項目につきましては7項目ほどございます。1番目といたしまして、回答者の属性、2番目に生活圏について、3番目に役場の利用状況、4番目に行政サービスの満足度、5番目に新市施策の重要度、6

番目に合併について、7番目に3町及び新市全体のイメージという大きな項目でアンケートのほうを実施いたしました。3番目に調査の設計と回収状況ということで7項目ほどあります。1番目に調査地域、大平町・岩舟町・藤岡町の全域でございます。2番目に調査対象、大平町・岩舟町・藤岡町在住の18歳以上の男女1万人でございます。(3)抽出方法といたしまして、平成15年9月1日現在の住民基本台帳より無作為で抽出いたしました。4番目の調査方法ですが、こちらについては郵送による配布・回収をいたしました。5番目に調査の時期につきましては、平成15年9月30日から10月8日まで実施いたしました。調査機関といたしましては株式会社インテージ、回収状況につきましては標本数が1万件、回収数が4,480、回収率44.8%、うち有効回答数が4,455、有効回収率が44.6%となっております。続きまして2ページをお開きください。こちらの方にアンケート調査の結果の概要ということで記載してございます。4ページ以降には詳しいことが書いてありますが、こちらの方で概要ということでまとめてございますのでこちらのほうでご報告したいと思います。まず1番目の回答者の属性、こちらにつきましては性別、年齢、職業、居住年数とか地域とかいったものを尋ねてございます。まず性別につきましては男性が46.2%、女性が52.9%(無回答0.9%)というような状況になっております。年齢につきましては50歳代が最も多く24.0%ということになっております。職業につきましては会社員が最も多く24.2%、続いて主婦が19.7%ということになってございます。居住年数は21年以上が最も多く74.8%、続いて11年~20年が13.2%となっております。居住地域は大平町が38.5%、岩舟町が30.3%、藤岡町が28.4%ということでほぼ同じような比率でご回答が頂けました。2番目の生活圏につきましては、通勤、通学、買い物、食事、病院、遊び、娯楽といったもの主な方面を尋ねたものでございます。

買い物のうち、食料、日用品につきましては大平町に行く。また買い物のうち衣料、家電等、食事、遊び、娯楽等については小山、栃木、佐野方面に行っている割合が多いというような結果が出てございます。また交通手段につきましては主に自家用車、タクシーを利用するというようなものが回答として多くございました。所要時間につきましては30分以内が多かったのですが、遊び、娯楽に関しましては1時間以上かけて遠方へ出かける割合が多くございました。3番目の役場の利用状況、これは仕事や団体活動以外で個人的な用事でどれくらい役場を利用しているかという設問だったのですが、役場の利用につきましては年に1~2回以下が5割強という結果が出てございます。またその利用の目的につきましては、住民票、戸籍、印鑑証明等に関する手続きが8割を占めております。4番目の行政サービスの満足度という

| | |
|------------------|--|
| <p>鈴木会長</p> | <p>ことにつきましては何項目かたてて、この項目について満足しているか、どうかという設問だったのですが、各種申請手続き等の窓口業務と環境保全、ゴミ処理対策というものが満足しているというような回答がございました。また逆に不満というものが多かったものにつきましては、商業、中心市街地の活性化、道路・歩道整備というようなものがございました。</p> |
| <p>事務局（計画班長）</p> | <p>事務局、今日は協議事項も多いので、後のことにつきましては、皆様に読んで頂くということで。</p> |
| <p>鈴木会長</p> | <p>ではこの概要につきましては皆さんに後日お読み頂くということでよろしいでしょうか。以上でございます。</p> <p>恐縮ですが、そのようなことでお願いいたします。それでは、続きまして本日の協議事項に入らせて頂きます。まず協議第8号の2、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。このことにつきましては、前回の第4回の協議会におきまして、今後の協議の進め方などの扱いを正副会長及び正副議長へと預からせて頂いた案件であります。つきましては、今回会長であります私のほうからその調整の結果について報告をさせていただきます。お手元の議案書10ページがまず大平町・岩舟町・藤岡町3町合併後の新市における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、引き続き協議に付するとの項目でございます。続きまして10 - 2ページをお開きください。こちらによりまして結果報告をさせていただきます。開催日時、開催場所、出席委員はご覧のとおりでございます。座長の選出についてから協議に入りまして、事務局からの提案によりまして会長をおおせつかっております私のほうが座長として選任を頂きましたので、これ以降、私のほうから座長として協議を進めたところであります。その協議内容であります。まず今後の協議の進め方について事務局から先進事例を参考とした協議の進め方についての2つの案を提示したところであります。第1案としてはいわゆる調整会議方式といわれるものであります。これはどういうものかといいますと、まず各町の議会で調整方針を検討して頂きます。その各町での議会の検討結果をもちよりまして、次に合併協議会の委員となっておられる各町から選出された議会議員の皆様、これは1町あたり3人の議員さんが選出されておりますので、その3人の議員さんに正副議長が加わりますので5人ということになります。合計15人で引き続き協議をして頂く。そして3町の議会としての統一方針をこの15人の議会議員の皆様で協議をして頂きまして、その協議をした統一方針を12月24日の当協議会にご報告頂くことを目途に進めて頂くというのがこの第1案であります。第2案は、いわゆる検討委員会方式と呼ばれるものでございます。これは当協議会の委員の皆様の中から15名程度あらかじめ選出し、検討委員会を組織します。先程報告のありました新市の</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>事務局（調整班長）</p> | <p>事務所の位置を選定する検討委員会と同じように検討委員会を組織します。そこで調整方針を検討し、12月24日の協議会を目途に結果を提示するというようなものでございます。第1案と第2案の違いというのは、第1案は議員さん自らのことにかかわることであるので、議員さん方でまずご検討頂き、3町の議会として議員さん方の考え方をまとめて頂こうと、それをたたき台にして全員のこの合併協議会で審議をしていこうというのがこの第1案であります。第2案は、最初から協議会委員の皆様の中から検討委員会を組織して、そこで案を検討していくということでございます。これは佐野合併協議会などが採用している案でございます。このいずれかとするということでもよしいかということで協議を進めた結果、3の協議結果でございますが、協議をする過程におきましてはそれぞれのメリットやデメリットというものが当然出されたわけでありましたが、その中ではこの第1案と第2案の折衷案ではどうかという議論もあったわけでありまして、すなわち基本的には第1案に基づいてそれぞれの町の議会で検討してもらい、その後の第2弾としての協議の場である、この第1案では各町の議会議員15人が続いて協議をするということになっているわけですが、この段階で他の協議会委員も入って頂いたらどうかという、そういう考え方でございます。そういう議論もあったわけでありまして、第2案のように検討委員会方式をとりますと、その段階から既に議論が錯綜してしまっていて、端的に言えばその検討委員会がいつになっても原案が作成されないということで、全員でのこの協議会になかなかあがってこないという事例が見受けられるところであります。そのようなことから最終的には第1案の調整会議方式でいくのがいいのではないかと、いうことを全員一致で確認したところでございます。つきましてはこの第1案調整会議方式によりまして、この議会の議員の定数及び任期の取扱いについては今後検討して頂くということで進めたいと思いますので、本席をお借りしましてその旨結果の報告をするとともにご了承を頂きたいと思っております。これにつきましては大変申し訳ございませんが、ご一任を頂いたということでございますので、その方式で進めさせて頂くということでご了承を頂きたいと思っております。最終的に原案が作成された段階で改めて皆さんと協議をしていきたいと考えておりますのでご了承の程をお願いいたします。それでは、続きまして協議第13号財産及び債務の取扱いについてに入らせて頂きます。事務局のほうからまず説明をお願いいたします。</p> <p>議案書の11ページをお開きください。協議第13号財産及び債務の取扱いについて(協定項目5)ということで協議に付するというものでございます。1枚めくって12ページをお開きください。財産及び債務の取扱いについての幹事会までの調整内容をお示ししてございます。(1)3町の所有する財産</p> |
|------------------|---|

及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。(2)小野寺財産区有財産は、小野寺財産区有財産として新市に引き継ぐものとする、というものでございます。その下に現況(平成14年度末)ということで、平成14年度の決算時の状況をお示ししてございます。各町でその後実施した事業、また合併時までに実施が予定されている事業等がございますので、面積や金額等の数値が、今後増減することを予めご承知おき頂きたいと思っております。いずれにいたしましても、合併目標期日であります平成17年1月1日の前日における3町の財産及び債務を全て新市に引き継ぐというものでございます。議案書の12ページの現況には主な財産・債務、財産区ということで、まず主な財産の中に公有財産とありますが、公有財産と申しますのは、地方公共団体が保有する不動産や有価証券、出資による権利等を申します。そのうち行政財産と普通財産に分かれておりますが、行政財産とは地方公共団体において現に公用もしくは公共用に供している財産、普通財産と申しますのはその行政財産以外の一切の公有財産を申します。それぞれ土地、建物が3町示されております。その下は有価証券による権利、出資・出捐金が示してございます。2が物品(車両等)ということでございます。物品とは地方公共団体が所有する動産、つまりは備品や消耗品などをいうわけですが、ここでは消耗品等につきましては省略させて頂きまして、備品のうちの主なものということで車両の台数を3町示してございます。また3の債権でございますけれども、こちらは金銭給付を目的とする地方公共団体の権利を申します。ここにお示ししてございますのは、個人や団体への貸付金を示してございます。また4の基金でございますけれども、こちらは特定の目的のために資金を積み立てるものでございまして、一般家庭で申せば貯金のようなものにあたるかと思われまして、その下の債務でございますけれども、1の地方債等残高ということで、地方債と申しますのは公共施設の建設等のために資金調達的手段として金銭を借り入れるものでございます。いわゆる借入金でございます。ただし地方債によりましては地方交付税等で措置されるものもありまして、必ずしもその全額が借金であるわけではございません。その下の2の債務負担行為額(損失補償を含む)ということですが、債務負担行為とは数年度にわたる建設工事やリース契約等の翌年度以降の支出を限度額と期間を定めて約束するものでございまして、一般家庭で申せば分割払いのようなものにあたるかと思っております。最後に財産区とありますが、財産区というのは市町村の一部が財産を有し、その財産の管理及び処分を行うことを認められた特別地方公共団体でございます。こちらにつきましては、岩舟町にのみ小野寺財産区という財産区が存在しております。1枚めくって頂きますと、13ページに公有財産のうち不動産の内訳をお示ししてございます。行政財

| | |
|-----------|---|
| | <p>産、普通財産とありますけれども、それぞれ本庁舎ですとか学校、公園、公営住宅等3町が保有している状況をお示ししてございます。また1枚めくって頂きますと14ページには公有財産のうちの有価証券による権利、出資、出捐金ということで3町の現況をお示ししてございます。また次の15ページには3町の物品のうち車両ということで現況をお示ししてございます。16ページには債権ということで、3町の個人もしくは団体等への貸付金をお示ししてございます。また次の17ページには各種基金現在高ということで基金の種別ごとにまとめたわけですけれども、同一の基金ですとか同種の基金、各町独自の基金、また特別会計の基金等ございますけれども、こちらの状況をお示ししてございます。また次の18ページには地方債現在高ということで、一般会計、特別会計、企業会計、それぞれの3町の地方債の状況をお示ししてございます。また次の19ページは債務負担行為ということで、3町の数年度に渡る契約のものとか損失補償の額を示しております。次の20ページは小野寺財産区の財産調書ということで、主に山林を所有しているということです。次の21ページにはその財産区の実質収支に関する調書ということで、資料を付けています。また説明資料の1ページを開いてください。こちらのほうには参考法令ということで示してあります。2・3ページは先ほど申しあげましたが耳慣れない言葉が出てきましたので、用語解説ということで用語の説明を付けています。4ページは先進事例ということで資料を付けています。以上です。</p> |
| 鈴木会長 | 意見をお伺いします。鈴木委員どうぞ。 |
| 鈴木委員 | 教えて頂きたいのですが、新市建設計画関係で、財政計画が7ページで説明されました。ここに普通会計と書いてありますが、一方、財産関係の説明において、一般会計と特別会計と区分しているがこれの違いをご説明して頂きたい。 |
| 事務局（計画班長） | 普通会計というのは一般会計と同じか、ということですが、一般会計と公営事業会計を除く特別会計を合わせたものでございます。 |
| 鈴木会長 | 他にありますか。 |
| 佐山（保）委員 | 財産と債務の取扱いということで説明を受けましたが、合併を進める中で、取りまとめが前日までということですが、そういう取扱いで財産と債務がそれでいいのか、線引きをしないとまずいのではないかと思います。 |
| 鈴木会長 | 事務局はいかがですか。 |
| 事務局（調整班長） | ただ今のご質問の趣旨は、一定の基準をもうけたらということでよろしいですか。事務事業というのは合併時まで引き続き行われるわけで、その時点でストップというわけにはいきません。前日までのを全て引き継ぐということになります。 |

| | |
|-------------|--|
| 佐山（保） 委員 | 基本的に事務事業はそういうことになるが線引きをしなければ、借金をつくってしまったり、財産を処分したりする町も出てくると思います。どこかで凍結をするなど、どこかで線引きをしないといけないのではないのでしょうか。そういったことに関する考え方です。 |
| 鈴木会長 | どこかで歯止めをかけておかなければ、合併太り、やり得にならないかという趣旨の質問だと思います。そのあたりを事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局長 | これは幹事会等でも議論がございました。財政の動きとしましても予算を立てながら動いています。同じようにこれも予算を立てながら執行しているのが現状です。それらが、3町の議会を通して行われる内容ですので、事務的な作業ではございますが、合併の前日で打ち切るしかないのではないかということになりました。合併太りとならないように適正な執行をはかって頂くということで、予算審議の実をあげて頂きたいというのが事務局の考えです。 |
| 鈴木会長 | 若干、議長という立場でなく、首長という立場で補充をさせていただきますと、今、佐山委員がおっしゃったご心配はごもっともですが、歯止めの方策として、合併協議会それ自体は法人格はありません。法律で定まった権限があるわけではありません。独立した自治体に対する支出等を合併協議会の決議等で縛るのは法律的に難しいであろうと。しかしご心配はよく分かりますので、そのためには我々3町が横の連携をとり、申し合わせを強めながら、それぞれの町が自立した運営をして、支出しないでいいものは支出しないということで努力していきたいということで。残ったものは24時をもって新市の成立をもって引き継がなくてはならないということでご了承頂けたらと思います。我々3町とも趣旨は理解できますので、副会長さんともよろしいですよ。ということであわせてコメントさせていただきます。 他にございましたら。鈴木委員どうぞ。 |
| 鈴木委員 | 12 ページの債務関係ですが、3町で現在立ち上げている事業の中で、今後債務負担行為が出てくるものがあるかと思います。1億円以上のものがあれば教えて欲しいと思います。というのは協議会委員にはそれが分からないので、実際にそれがどの程度債務が増える予定であるのか教えて欲しいと思います。合併までということですので。 |
| 鈴木会長 | 確認しますが、債務負担行為額の中でということですか。お手元の資料は14年度末ですが、これが15年度でさらに増えるのではないかと、その見通しなどについてお伺いしたいということですね。これはまだ各町やっていることですので、協議会事務局はそこまで把握していないですね。各町で調べてみなければ分からないということで、持ち帰って調べて、無責任なことも言えませんが、恐縮ですが次回まで時間を戴きたいと思います。 |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>岩舟町助役 鈴木会長</p> | <p>関連で岩舟町の助役をお願いします。 債務負担行為だけでよろしいのでしょうか。 債務負担行為だけでよいということです。他にありますか、よろしいですか。ご質疑は以上で打ち切らせて頂きたいと思います。その上で調整の内容としましては、12ページに書いてあるとおり、3町の財産及び債務は新市に引き継ぐものとする、小野寺財産区も新市に引継ぎ財産区として存続をはかっていくということですが、そのことにつきまして決議させてよろしいですか。原案どおり調整の内容にご承認頂ける方は拍手でお願いします。原案通り、拍手で承認させて頂きました。</p> |
| <p>鈴木会長</p> | <p>15時15分まで休憩とします。 会議を再開いたします。協議第14号条例・規則等の取扱いについてを議題として事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局（調整班長）</p> | <p>議案書の22ページをご覧ください。協議第14号条例・規則等の取扱いについて（協定項目11）ということで協議に付します。23ページです。幹事会までの調整の内容ですが、条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとします。1、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。2、合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。3、合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。その下に整備方針とありますが、市発足時には大平町・岩舟町・藤岡町3町の条例規則等は全て失効します。そのために新市において新たに条例等を制定しなければならないということです。先ほど申しましたように、3つの区分で整備します。まず、市長職務執行者の専決処分により、即時施行させるものとしては、法定で必ず設置するもの、また制定が必要なもの、また公の施設設置管理に関するものとして、市役所の位置を定める条例とか、手数料などがこれにあたります。次の一定の地域に暫定的に施行させるもの、これは特定の町のみで実施されていた事業などで、合併時に調整が間に合わないもので、その地域に限って事業を実施する必要がある場合などに使います。こちらはあまり該当はないと思われます。3番目は、合併後逐次制定し施行させるものです。新市の市長の政策判断が必要なもの等の条例等で、前回の協議会で確認頂きました慣行の取扱いにおける市章や市民憲章などを制定する場合などです。24ページです。現況ということで、3町の例規集の登載本数を示しています。条例・規則・規程等がありますが、そちらの本数です。説明資料5ページに条例・規則の取扱いに関する法令を示しています。6ページには先進事例ということで示しています。以上です。</p> |
| <p>鈴木会長</p> | <p>以上、事務局からの説明でございまして。これより質疑に入ります。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 熊倉（幸） 委員 | 埋め立てについての条例があると思いますが、仮に平成 17 年 1 月 1 日に合併をするとして、12 月の末に申請したものが年明けの 1 月に許可が下りた場合の取扱いはどうなりますか。 |
| 鈴木会長 | 条例が存続するとして、失効する直前に申請があって、新市成立後に許認可をしなければならない場合にどうなるかということでよいでしょうか。 |
| 熊倉（幸） 委員 | 新市が発足する前は条例がクリアできたが、新市の条例では取扱いできない場合です。 |
| 鈴木会長 | その条例の内容が変わる場合も包含するようですが、どうですか。事務局、では、お願いします。 |
| 事務局（調 整班長） | 新市の条例というのは、新市発足時から効力が生じます。新市の発足前に申請があり、受理されている場合は、新市の条例の効力は及びません。合併前の町の条例が効力を及ぼすということになります。 |
| 鈴木会長 | 法律には「不遡及の原則」というのがありますので、後で新たに成立したものを前の行為に遡って適用することは原則としてできません。よろしいですか。他にありますか。 それでは、質疑を打ち切らせて頂きます。その上で、事務局が用意いたしました原案が示してあるとおり、このような 3 分類方式で、新市においては法治国家ならぬ“法治市”とならないといけないわけでございます。円滑な条例規則等の制定に向けてこの方式で臨むということで、この原案を理解して頂きたいと思います。その上で採決をさせて頂きたいと思います。異議ございませんか。 それでは協議事項 14 号原案通りご承認頂ける方、拍手でお願いします。全員一致で承認を頂きました。 では引き続きまして、協議第 15 号行政区の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局（調 整班長） | 議案書の 25 ページを開いてください。協議第 15 号行政区の取扱いについて協議するものです。26 ページです。行政区の取扱いの調整内容ということで、幹事会までの調整内容です。（1）自治会は、現行のまま新市に引き継ぐ、ただし、同一自治会名については、住民の意向を踏まえ合併時まで調整する。（2）事務連絡員については、大平町の例により合併時まで制度を整える。報酬は合併時まで調整するというものです。その下に 3 町の現況で、まず 3 町とも自治会が存在してしまして、大平が 46 自治会、岩舟が 86 自治会、藤岡が 104 自治会あります。同一名称としては、岩舟町と藤岡町に中妻という自治会があります。また岩舟町と藤岡町に向という地名がございます。事務連絡員制度は大平町のみで、自治会長 46 名を代表事務連絡員として位置付け、行政事務の一部を委嘱しています。身分も非常勤特別 |

| | |
|-------------------|---|
| 鈴木会長 | <p>職として保証しています。大平町は自治会連合会の組織があるということで、この組織については本日協議頂くコミュニティ施策で協議して頂きます。また、岩舟町、藤岡町についても自治会長に各種事務連絡等を依頼していますが、非常勤特別職という位置付けがされていません。報酬等については報償費から手当や記念品とかいう呼び方で出しています。説明資料の7ページです。3町の自治会の一覧表です。グレーの名称がだぶっているところです。8ページ、9ページまでございます。10ページには、行政区の取扱いの先進事例を示しております。以上です。</p> |
| 高際委員 | <p>地元のことでございますので、質疑等があると思いますが、質疑をお願いします。まず、同じ名称については、合併までに調整をするというのが(1)の方針です。(2)は事務連絡員制度は合併後はこのような方式で、代表事務連絡委員として自治会長を非常勤特別職としてお願いします。報酬もその基準に従って払っていきましょうというのが原案であります。特に説明資料をご覧頂くと一覧になっていますが、班の数とか世帯数を見て頂くと、3町ではばらつきがあることがわかります。</p> |
| 高際委員 | <p>同一自治会名に中妻が重複します。具体的に調整をどうするかという取り組みが必要だと思うのですが、事務局で方向や案があればお示し頂きたいと思います。</p> |
| 鈴木会長 事務局(調整班長) | <p>事務局ではどうでしょうか。 具体的な案はありませんが、合併時までに町の中で調整して頂きます。藤岡は中妻という自治会が2つあります。当然、岩舟町とだぶることがありますので、各町の自治会担当課と連絡をとりながら、合併時までに住民の方の説明会を開いて頂いて、だぶらないように調整して頂くようお願いできればと思います。</p> |
| 高際委員 | <p>具体的に従来の字名を使いたいという場合の最終的な調整はどうしたらよいですか。</p> |
| 鈴木会長 | <p>調整がつかない場合はどうなるのかということも含めてのご質問だと思います。事務局ではいかがですか。</p> |
| 事務局長 | <p>これについては、協議会ではあくまで基本方針を決めるまでを行い、調整がつかない場合の対応は、難しいものがありますので、一旦は方向性を出して頂くことでご理解頂いて、今後、先程申しあげた方法によって皆さんでご議論頂くということで、ご了承を頂きたいと思います。</p> |
| 鈴木会長 事務局(調整班長) | <p>それでも調整がつかない場合はどうしますか。 どうしても調整がつかない場合は、当面はそのままということになると考えます。その後、新市において不都合があれば調整ということになるかと思えます。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 高際委員 | そういう考えであれば、皆さんに説明しますが、最終的に当面のあいだ使用するということなら問題はありません。 |
| 事務局（調整班長） | 今、申し上げましたのは、最終的に調整が見つからない場合で、あくまで例外と考えて頂きます。できたら合併時までには何らかの調整をして頂きたいと思えます。そういたしませんと、混乱をきたす場合が多分にございます。 |
| 高際委員 | 地元の意向も、それぞれの立場を主張すると思えますので、地元で変更の働きかけは行ないますが、最終的なことについてのお話を受けて、取組みの参考になったと思えます。 |
| 鈴木会長 | この点については、事務局からの説明のとおりで、あくまで原則は何とか調整してということであります。最後まで駄目だったときはやむを得ないということで、原則と例外をひっくり返さないで頂きたいと思えます。どうしても中妻という名称を使いたいのであれば、その上に赤麻を付けるというのも一つの方法です。いろいろ知恵を出して頂いて、対象となる自治会につきましては、藤岡、岩舟、当局もぜひ調整に入って頂きたいと、両副会長にはお願いしたいと思えます。 |
| 高岩委員 | 自治会の統合について提案します。自治会の数を見ますと、大平が 46、岩舟が 86、藤岡が 104 とかなり差があります。このまま、合併するとなると問題が残ると思えますので、合併までに地域性があるので難しいとは思いますが、50～70 ぐらいでまとめて頂くということで、分科会等でぜひこの面も進めて頂かないと後々問題が残ると思えます。大平では、公民館が各自治会にございます。大平並みに公民館をつくるだけでも巨額なお金が必要になってしまいます。効率よくまとまるように、分科会や地域の方々と相談して頂きながら、事務局のほうで進めて頂きたいと提案します。 |
| 鈴木会長 | 提案ということです。原案では、整理統合することなく新市に引き継ぐとしておりますが、可能ならば現段階から統合ができないかという提案です。それにあわせて公民館の建設等に対する 3 町ともそれぞれ補助制度があると思えますが、建設のほうも踏まえて考えるべきだろうという意見だと思えます。これについてご意見をよろしくお願いいたします。行政の担当ということで、副委員長の高岩町長からお願いいたします。 |
| 高岩副委員長 | 私のほうから意見を出すというのは大変恐縮ですが、ただ今、高岩委員のほうから、藤岡で世帯数の少ない自治会があるということです。大平町から考えれば、統合が必要になってくるのはやむを得ないと思えます。藤岡には遊水地がございまして、各自治会ごとに入会権を持っていたことから、その経済的な面や、祭りも自治会単位で当番制を持っておりましたので、難しいとは思いますが、これも時代だと思えますので地域の人に働きかけをしていきたいと思えます。 |

| | |
|---------------|---|
| 鈴木会長 | 議案書 33 ページが後ほど協議して頂く、コミュニティ施策です。公民館の補助制度がありますので目を通して頂ければと思います。こういう制度に現在各町はなっているということです。 他にはありませんか。 |
| 阿部委員 | 26 ページの報酬についてですが、各町、若干数字的に変わるんじゃないか と思います。多くの報酬にあわせるのかなど、考え方を伺いたいと思います。 |
| 鈴木会長 | 大平なら報酬、他なら報償費は、どうするのかということと、高いほうにあ わせるのか低いほうにあわせるのか、事務局のほうからお願いします。 |
| 事務局（調 整班長） | 現時点では、具体的にどのようにあわせるという考えは持っていません。調 整内容を受けて、自治会の担当課等が分科会で合理的な報酬の額を決めてい くことになると思います。 |
| 鈴木会長 | 原案で、報酬については調整ということになっているのはそういう意味だと 思います。調整にあたる機関としては、職員で組織している分科会等で検討 していきたいということです。これは単純に考えると、3 町それぞれのやり かたは、自治会長一人あたりだと多くなるのでしょうか。それも分からない でしょうか。 |
| 松本（喜） 委員 | 大変これは難しい問題です。合併する前に決めておいたほうが、後日行政は 楽なのかなあと思います。大平では 46 自治会代表事務連絡員に均等で 84,000 円、世帯割で 1 世帯あたり 750 円ということをやっています。岩舟 が 4,000 円と藤岡では班長が 3,000 円でしょうか。年間各町でいくらかとい うことは調べてありますか。調べてないそうです。 |
| 鈴木会長 | 阿部委員とほぼ同じ意見だと思います。これは調べているとすれば各町の担 当者となりますが、分からないということです。 |
| 松本（喜） 委員 | このままいくと、大平町も班長に手当を出すということになるので、きちん と決めてスタートしたほうがいいと思います。数が多くて大変だと思います が。富田は、上町、中町といろいろあったが合併して、1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 となった。思い切った改革をしていかないと自治会は減らないと思 います。要望しておきたいと思います。 |
| 鈴木会長 | 要望ということで理解させて頂きます。事務局に確認なのですが、原案で報 酬は合併までに調整するという事は、調整の上でこの協議会で最終的には 協議するのでしょうか。このままで新市に移行するのですか。 |
| 事務局（調 整班長） | 制度については大平町の例によるということで、事務連絡員制度がもうけら れる予定で、当然非常勤特別職という位置付けになります。非常勤特別職の 報酬については、条例にうたわれているもので、決まりましたら協議会にお 示ししていきたいと思います。報酬については、大平町の報酬を今の時点で 岩舟、藤岡にあてはめるというわけではなく、段階的に世帯数が少ないとこ |

| | |
|------------------------------|---|
| <p>鈴木会長 佐山（嘉） 委員</p> | <p>ろは均等割り等も少なくするとか調整が当然行われます。大平町の報酬の額が現在の岩舟町や藤岡町の自治会や班にあてはまるということはないとお考え頂きたいと思います。</p> <p>どうぞ、お願いします。</p> <p>私は今、自治会長をやっていますが、自治会長といっても1年で交代する人と4年やっている人とかいろいろです。1年の人は軒並み交代します。勤め人もいればお年寄りもいるとように様々な自治会長がいます。1年とか2年とか規格を立てて、自治会長をやって頂くほうがいいと思います。私は9年やっているが、1年交代でやっているところはまとまらないです。今いろんな問題があります。防犯の問題とか自警団の問題とか、1年交代では浸透しません。引継ぎをやって頂ければよいが、1年やったくらいでは引継ぎはやりません。また、自治会長に同じ説明をしなくてはなりません。合併と同時に自治会長は2、3年と決めてやってもらえればと思います。</p> |
| <p>鈴木会長 細谷委員</p> | <p>ただ今のようなご意見ですが、はいどうぞ。</p> <p>今、自治会長をやっています。松本さんの意見で、1年間で108,000円貰える計算です。私の自治会は60世帯しかありません。もらえるのは10万くらいではないかと思います。自治会長は大平町に合わせるのではないということでお考え頂いたほうがよいと思います。高岩委員から藤岡はそんなに払って大丈夫かといわれて、金額が大きくなっているのではないかと思います。下げてください結構ですので、決して藤岡は低くて言っているわけではありません。</p> |
| <p>鈴木会長 島田（富） 委員</p> | <p>ありがとうございます。はい、島田委員どうぞ。</p> <p>お尋ねしたいのですが、大平町46自治会長の下に事務連絡員は何人おられるのですか。他の岩舟や藤岡と規模がどうかという話がありましたが、自治会長が仕事をしないで下の事務連絡員が仕事をしていると理解できますが。</p> |
| <p>鈴木会長 事務局長</p> | <p>大平町の例で、自治会長のもとに事務連絡員の人は何人いるのか、事務連絡員と自治会長の関係はどうなっているのか。大平では事務連絡員といいますが。大平町では担当は総務課ですが、総務課が今日は来ていないので、分からないということですね。では、事務局長どうぞ。</p> <p>前に少し担当しておりまして、事務連絡員の総数が76くらいではないかと思います。そのうち46が代表事務連絡員なので、30人くらいが事務連絡員でおられるのではないのでしょうか。先ほど他の自治会長から話が出ていましたが、代表事務連絡員の制度は2年間ということになっております。制度の説明にあるように自治会長の元に置き、連絡調整の一部をすとなっております。地域の自治会長が1年で交代するような慣習だと、1年で交代せざるを</p> |

| | |
|--------------|---|
| 鈴木会長 | <p>得ないような状況になります。町のほうでは 2 年でお願いますといっても、自治会長が交代したら 1 年にせざるを得ません。手当等についても代表事務連絡員の場合は均等割りの 84,000 円とプラス自分で配っているところの世帯割、50 件なら 50×750 円になります。事務連絡員で直接お願いされている方には、お配り頂いている戸数に 750 円を掛けた値段が報酬となります。代表事務連絡員が個別にやらないとなれば全てが事務連絡員に分けとなります。事務連絡員の仕事をしない代表事務連絡員の方は、その時は均等割りだけということになります。</p> |
| 鈴木会長 | <p>他にございますか。いくつか出たと思いますが、岩舟の佐山委員から新しい委員は 2 年を義務付けたらどうかというご意見がございました。それに対して事務局からの説明にありましたとおり、自治会は行政が命ずることはできないので、要望としては言えますが、趣旨はごもっともかと思えます。大平町でも 1 年で交代というところももちろんあります。ご趣旨はよく分かりますので新市でも真摯に受け止める必要があると思えます。岩舟には区という制度もあるので、自治会制度は町に古くから存在するものなので調整も難しい面もあると思えます。内容をもう一度確認頂きたいのですが、(2)で、大平町の例によるというのは、事務連絡員制度を導入したいということですね。岩舟町と藤岡町はその辺の位置付けがはっきりしていないので、行政と自治会長の性格を非常勤特別職として代表事務連絡員制度を導入しようではないかという意味かと思えます。そうすると報酬というのも考えなければいけないが、報酬は大平にあわせるということではありません。それについては合併時まで調整するというのと、引続き分科会で調整するので、調整ができ次第この協議会に示すということですので、ご理解を頂きたいと思えます。他はありませんか。</p> |
| 片柳委員 | <p>今回の 3 町合併の基本的な理念から言いますと、行政改革だと思えます。どれだけ絞るか、特に報酬の問題は現状よりどれだけ削減できるかということは重要な感じがします。目安を出さないと、自由に自治会で議論していたのでは数は減らないと思えます。大平町ももう少し減らしたって構わないわけですよ。目安を示すべきではないでしょうか。</p> |
| 鈴木会長 | <p>強制はできないが、将来こうありたいという目安を示すべきではないかというご意見ですが。</p> |
| 事務局 (調整班長) | <p>自治会は地区、コミュニティの代表的な組織となっています。円滑な事業等が行われるようあわせて研究させて頂いて、先進地域等の事例を研究してどの程度が適切なのか、また先ほどの藤岡のように地域が離れているということもありますので、研究し、自治会の円滑なコミュニティ活動ができる単位をお示ししていきたいと思えます。ただしそれを合併時までというのは難</p> |

| | |
|------------------|--|
| <p>事務局長</p> | <p>しいと思います。地域の意見を踏まえなければなりませんので、それは合併後、新市の課題として、引続き研究し、新市の自治会のあるべき姿、地区コミュニティ活動が円滑にできるような単位、制度を設けていけばよいのではないかと思います。今の段階では基準を示すのは難しいと思います。</p> |
| <p>鈴木会長</p> | <p>基準になるかどうか分かりませんが、大平は100戸単位でお願いしているのが実態でございます。しかし、今後新市で検討頂ければと思います。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>これは新市建設計画に織込むスペース等はあるのでしょうか。</p> |
| <p>鈴木会長</p> | <p>建設計画ではあまり具体的な文言は出てきません。コミュニティ施策の推進という文言で入ってくる余地はあると思います。</p> <p>建設計画の中でも、今のご提言は記憶に留めて頂いて、何らかの形で方向性を目指したいということは新市を誕生させるにあたっては必要なことだと思います。事務局は記憶にとどめて置いてください、ということでもよろしいでしょうか。それでは、議論も出尽くしたようですので、原案について採決をして頂きたいと思います。今のご意見はこの原案をこのままの表現で採用するにしても、この後でも十分反映ができると思います。採決を頂くということでもよろしいですか。それでは協定項目第15号行政区の取扱いについて原案どおりご承認を頂ける方は拍手をお願いします。ありがとうございます。原案通り承認して頂けましたが、事務局は各ご意見を参酌の上で反映して欲しいと思います。</p> <p>それではもう一件審議させて頂きたいと思います。</p> <p>協議第16号男女共同参画行政について(協定項目23-1)事務局のほうから説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局(調整班長)</p> | <p>27ページをお開きください。協議第16号男女共同参画行政について(協定項目23-1)ということで協議させて頂きます。28ページをお開きください。幹事会の調整内容を示してございます。新市においてすみやかに男女共同参画プランを策定し、関係事業については合併後に再編する、というものでございます。その下に3町の現況を示しております。まず基本計画ですが、大平でのみおおひら男女共同参画プランが策定されているところです。啓発情報紙の発行は、大平町、藤岡町で年1回全戸配布ということで行われています。啓発事業等は、それぞれ3町で行っています。説明資料の11ページです。男女共同参画関係の関係法令ということで、まず日本国憲法がありますが、その下に男女共同参画社会基本法というのがあります。これは平成11年に制定されましたが、今後の男女平等社会の実現をはかるために、こうした法律に基づいて男女共同参画プランを策定するという調整内容です。12ページに先進事例を示しています。以上です。</p> |
| <p>鈴木会長</p> | <p>男女共同参画行政に関わることです。これから質疑に入ります。女性の委員</p> |

| | |
|-------------|---|
| 島田（富） 委員 | の方でご関心のあるところと思いますので、ぜひ意見をお願いします。 |
| 鈴木会長 | 大平町にはあるが、岩舟町・藤岡町についてもある部門についてはできているということはございませんか。策定しているように伺いましたが。各町分まとめて一つにする、その前段ができているかどうかそういう意味です。 |
| 事務局（調整班長） | 岩舟町、藤岡町でプランを策定しているか、あるいは個々の項目やテーマごとで何か文書としてできているのはございますか。 |
| 鈴木会長 | 担当がおりませんが、文書として文言化したものはないということです。検討はしているが成果品となっているものはない、ということです。 |
| 事務局（調整班長） | 藤岡町も同じ状況でよろしいですか。今のは両町がそういう状況だということです。他によろしいですか。これは当然やらなければならないという趣旨の原案ということで、採決させて頂いてよろしいですか。では採決をさせて頂きたいと思いますが、協定項目第 16 号男女共同参画行政についてを原案の通りご承認頂ける方は、拍手をお願いします。全員一致で承認を頂きました。15 分ほど休憩とさせて頂きます。 |
| 事務局（調整班長） | 再開します。 |
| 事務局（調整班長） | 協議第 17 号広報広聴関係事業について、事務局から説明をお願いします。協議第 17 号広報広聴関係事業について（協定項目 23 - 4）について説明します。30 ページです。広報広聴関係の調整内容ということで、幹事会までの調整内容を、事務事業がいくつかありますが、総括的な調整内容をお示ししています。1、新市において広報紙を発行する。なお発行日、発行回数、配布方法は合併時までに調整する。2、新市においてホームページを開設する。3、その他の広報広聴関係事業については、新市において調整するというものです。その下に現況ということで、まず 3 町の広報紙について、大平町、岩舟町ではお知らせ版も発行しています。これを新市においては合併後速やかに広報紙を発行できるように、合併時までに調整するという具体的な調整方法を示しています。その下のホームページにつきましては、3 町ともホームページを開設していますが、合併後すみやかに開設できるように、合併時までに調整するというものです。31 ページです。ケーブルテレビによる広報ということで、3 町とも静止画放送をしています。合併後再編するということで、合併後新しく組替えて行なうということです。その下、意見箱等の設置ということで、大平町、岩舟町では意見箱の設置はありませんが、随時ホームページからのアクセス等により、町への提案や提言を受け付けているというものです。藤岡町は町内 6 箇所に意見箱を置きまして、投函して頂くということです。こちら具体的な調整内容は、合併後に調整するというものです。その下の行政懇談会になります。こちら回数・規模は違いますが、3 町とも住民の意見を聞いているということで |

| | |
|-------------------|--|
| 鈴木会長 | す。こちら具体的な調整内容は、合併後再編するという事です。関係資料の13ページに広報広聴関係事業の先進事例を示してあります。以上です。質疑に入りたいと思います。 |
| 阿部委員 事務局（調整班長） | 議会だよりは調整案にでていないが、別個として考えるのですか。 あくまで町が発行している広報ですので、ここには示しておりませんが、議会関係につきましても、今後新市合併時までには何らかの調整を行い、議会の情報公開が進められることになろうかと思われます。 |
| 阿部委員 事務局（調整班長） | それならば、調整内容として議会だよりについても明記してもらいたいのですが。 議会は組織が別になりますので、こちらで一方的に発行することはできませんので、議会の判断で行って頂きたいと考えています。 |
| 鈴木会長 | 機構上、三権分立ということですので、議会は議会で決めて頂きたいということでご理解頂きたいと思います。もちろん、阿部委員のおっしゃることは議員の方もご理解頂けるとおもいます。 |
| | 広報広聴については3町とも概ね同じことをやっていますので、それほど調整が難しいとは思わないのでこの辺で質疑を打ち切りたいと思います。それでは協議事項第17号広報広聴関係事業につきましては、原案について承認をいただきたいと思いますが、原案通り承認いただける方は拍手にてお願いします。原案通り全員一致で承認いただきました。それでは、本日最後の協議事項、協議第18号 コミュニティ施策について(協定項目23-28)、事務局から説明をお願いいたします。 |
| 事務局（調整班長） | 議案書32ページ協議第18号コミュニティ施策について（協定項目23-28）について協議をさせていただきます。 |
| | 33 ページをお開きください。こちらは幹事会までの総括的な調整内容を示しています。コミュニティ施策については、地域の自立を促し、地域コミュニティ活動の活性化が図られるよう、支援事業の調整に努める、というものです。その下に3町の現況があります。 自治会長連合会は、大平町に組織がありまして、視察研修や県の連合会への参加等を行なっています。具体的な調整方法は、大平町の例により合併時までに再編する、ということです。その下の自治会公民館設置補助制度は、3町とも自治会の公民館設置の補助制度を設けていますが、自治会の規模が違うことから補助金の金額が異なります。それも合併時に再編し、自治会の規模の問題や公民館の大きさの問題を踏まえながら、適切な補助制度を分科会で研究していきたいと思っています。 |
| | 34 ページ、地域のひろばコミュニティ連絡協議会については、大平町で地域のひろば9箇所の管理者によって連絡協議会が設けられており、これを現 |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>鈴木会長 小幡委員</p> | <p>行どおり新市に引き継ぐ、となっております。</p> <p>一番下に認可地縁団体数がありますが、大平 4 団体、岩舟 11 団体、藤岡 20 団体となっております。こちらは平成 3 年の地方自治法の改正により、自治会が市町村長の認可を受けた場合は法人格をもち、自治会名義で不動産登記ができることから、各町において申請され認可された団体が上記の数あります。これも現行どおり新市に引き継ぎます。</p> <p>説明資料 1 4 ページにコミュニティ施策に関する先進事例を示しています。以上です。</p> <p>ご意見・ご質問がございましたらよろしく申し上げます。</p> <p>地域のひろばは大平町にあって、岩舟町と藤岡町にはないわけですけど、現行どおり新市に引き継ぐと単純に書いていますが、どういう意味なのでしょう。こちらにも同じようにつくる、という意味なのですか。</p> |
| <p>事務局（調整班長）</p> | <p>当面、合併時までには組織をつくるのが難しいので、大平の組織はそのまま引継ぎ、藤岡・岩舟については地域コミュニティスポーツなどが行なわれる可能性もあるので、連絡協議会的な組織を設けることを検討していく、ということです。</p> |
| <p>小幡委員 事務局（調整班長）</p> | <p>では、将来的にはそういうものをつくっていく、ということなんですね。そういったものも踏まえて検討していく、ということです。</p> |
| <p>鈴木会長</p> | <p>その辺は、事務局側ももう少しはっきりさせたほうが誤解を招かないと思います。今、地域のひろばは大平町にしかありませんので、あるものをなくすわけにはいきませんから、新市になってもそれは存続させるということです。それから、岩舟・藤岡にはないので、そこで新たにつくるかという別ですよ。</p> |
| <p>事務局（調整班長）</p> | <p>はい。大平町のコミュニティ連絡協議会の組織を岩舟・藤岡の住民の方はご存知ないわけですが、大平町のほうでも、組織の運営方法が今のままでいいのかという疑問もあるかと思います。そこで、よりコミュニティ活動が活発に行えるように、大平町に現在ある組織をとりあえずは引継ぎますが、藤岡・岩舟には現在ありませんので、新市においてそういった組織を検討していく、ということでございます。当面は現在大平町にある組織を生かしていく、ということです。</p> |
| <p>田中委員</p> | <p>前段の会議で難しいテーマがございまして、ようやく私たち住民の分かるテーマに来たかと思えます。</p> <p>大平の自治会長連合会の組織が岩舟・藤岡にないということですが、部分的には藤岡にもあります。しかし、内容はやはり大平が先行していて、各種視察研修、県の自治会連合会活動への参加などを行ない、予算もついているよ</p> |

| | |
|-----------|--|
| 鈴木会長 | <p>うなので、ぜひ藤岡・岩舟は大平を見習って細部の検討を充分つめて頂いて、新市全体としての組織となって頂ければと思います。</p> <p>それについては具体的な調整方法の欄で、大平町の例によって合併時までに再編しましょうということになってますので、そういう意味かと思います。ご指名で申し訳ありませんが、大平町の自治会長連合会の連合会長をされているのが小幡さんですので、ご意見がありましたらお聞かせ頂ければと思います。</p> |
| 小幡委員 | 特にございません。 |
| 鈴木会長 | <p>他にございませんか。</p> <p>さて、恐縮ですが私から確認をさせて頂きたいのですが、今読み上げた具体的な調整方法の中で、大平町の例により合併時までに再編するというこの意味ですが、これは藤岡・岩舟側にもこういうものを合併時までにつくっておくという意味なのですか。</p> |
| 事務局（調整班長） | そういう方向に持っていきたい、ということでございます。 |
| 鈴木会長 | ということだそうですが、首を振っておられる方もいらっしゃいますね。 |
| 渡辺委員 | <p>岩舟の静和地区においても、自治会の連合会において町に対する要望などの活動をまとめてやっていると思います。</p> <p>また、合併前に大平にもあるようなものを岩舟・藤岡にもつくるということですが、自治会長を選ぶのが大変なところがいくつかあります。新たに上部団体に出席するとかいろいろありますと、来春の改選では自治会長が決まりません。大平に現状あるものはあるものでいいですが、これを岩舟に波及させようとする自治体の合併と同様、一混乱起きるのではないかと危惧しております。以上です。</p> |
| 鈴木会長 | <p>ただあくまで、調整の内容の原案は抽象化してあります。支援事業の調整に努めるわけですから、項目ごとの内容は、こういう風に再編ができたらいいなぁということで、これが出来なければ駄目だということではないと思いますのでご理解頂きたいと思います。</p> <p>確かに既存のものをいじるのは大変ですが、可能な限り努力をし合うことが生みの苦しみだと思いますので、行政を預かる者の一意見ではありますが、そのように思います。</p> |
| 葛生委員 | <p>他にございますか。</p> <p>コミュニティだけではなく、いろいろなことで大平町に倣うという意見がありますが、あくまでも同じものやっっていくのが、それともせっかく3町が合併するのだから、大平は参考意見として見習って、よりいい提案をもって、例えば自治会連合会についても新しい意見を検討していくのか聞きたいの</p> |

| | |
|-----------|---|
| 鈴木会長 | ですが。 |
| 鈴木会長 | ご質問の趣旨は、合併協議会の中で今のようなことも検討してもらえるのかという意味でしょうか。 |
| 葛生委員 | 右に倣えではなくて、せっかく新市をつくるのですから、大平の素晴らしい事業は参考にしつつも、新しい計画を3町でつくっていくのか、例えば各種視察研修など他にもいろいろつくっていくのか、検討していくのかを聞きたいのですが。 |
| 鈴木会長 | 恐らく再編の意味に関ってくる質問だと思いますが、事務局どうでしょうか。 |
| 事務局（調整班長） | あくまでも大平町の組織をそのままあてはめるのではなく、大平に問題があるという意味ではないですが、当然もっとより良い方向で、コミュニティ活動が活発に行える組織をつくっていく、行政はその手伝いをしていく。ただ合併時までに完璧なものがつくれるというのは難しいので、当面大平町の例を参考にしながらより良い方向にもっていく、という考えであります。 |
| 鈴木会長 | 再編の対象は大平も含めての意味だと思います。大平のものが素晴らしいから何もいじらないということではなく、大平の今の制度も含めてもっと高次元のものにしていきたいというのが再編の言葉の意味だと思います。そうですね。 |
| 事務局（調整班長） | そうです。 |
| 鈴木会長 | 他によろしいですか。 |
| | コミュニティ施策のなかでは、地域自治組織というのも含められていると私は考えています。そのあたりの議論が出てくる可能性も含めて、ご認識を頂けたらと思います。事務局とも協議の上で、どんな形かはともかく協議の場で付していければと思います。地方制度調査会がその件についての答申を先ごろ出したばかりです。それに基づいて、やがて国において法律がつけられるはずですが、そのあたりも踏まえていきたいと思っています。 |
| | 他によろしいでしょうか。 |
| | それでは、このあたりで質疑を打ち切らせて頂きます。 |
| | 最後の協定項目コミュニティ施策について、原案どおり賛成を頂ける方、拍手をお願いします。 |
| | 全員一致で原案通り可決承認を頂きました。 |
| | 以上にて、本日協議予定の全項目が原案どおりご承認頂きましたので、私の役目はこれにて終わらせて頂きます。 |
| | 本日もご協力頂きまして、大変ありがとうございました。 |
| 司会（事務 | 会長には議事進行ありがとうございました。 |

| | |
|-------------|--|
| 局次長) | それでは次第に戻りまして、議事が終了いたしましたので、引き続き次回の協議事項について、河田事務局長よりご説明申し上げます。 |
| 事務局長 | それでは、協議会次第の 5 番目になります次回協議事項についてご案内いたします。 |
| | 特に資料は用意しておりません。 |
| | (1) 「地方税の取扱いについて」は、町民税、固定資産税等の地方税に関する取り扱いについてご協議頂きます。 |
| | (2) 「一般職の職員の身分の取扱いについて」は、3 町の一般職員は新市に身分が移行するわけですが、これについての取り扱いです。 |
| | (3) 「特別職の身分の取扱いについて」は、町長、助役、収入役をはじめとします常勤の特別職職員、あるいは農業委員会や選挙管理委員などの行政委員会の委員、あるいはその他非常勤の特別職職員の取扱いについてご協議頂きます。 |
| | (4) 「事務組織及び機構の取扱いについて」は、新市の組織機構の取り扱いをご協議頂きます。 |
| | (5) 「公共的団体等の取扱いについて」は、商工会、シルバー人材センター、各種スポーツ団体の補助金などの取扱いをご協議して頂きます。 |
| | (6) 「電算システム事業について」は、情報機器、システム、ネットワークなどに基づいて事務処理をしていますので、それについての取扱いをご協議頂きます。 |
| | (7) 「納税関係事業について」は、納税、申告等の関連事業、交付、督促の取扱いについてご協議頂きます。 |
| | (8) 「新市建設計画の素案について」は、今日若干の説明をいたしましたが、これについての計画素案ができあがる予定ですので、何回かに分けてご協議頂きたいと思います。 |
| | なお、申し添えますと、会を重ねるごとに委員の皆さんにはご協議頂く項目の数や重要度が多くなってきています。 |
| | これに呼応して事務局側では、事務事業のすり合わせ、協議内容の精査、情報の収集などを進めていますが、中には一部変更を生じる場合がありますので、ご了承頂きたいと思います。 |
| 司会 (事務局長) | 次に、6 . その他について事務局長からお願いします。 |
| 事務局長 | これについても、資料はございません。次回第 6 回合併協議会は 1 2 月 2 4 日水曜日、藤岡文化会館にて午後 2 時から開催予定です。 |
| 司会 (事務局長) | 委員の皆さんから何かございますか。 |

| | |
|-----------|---|
| 阿部委員 | 先ほど会長のほうから議員の定数と任期について要望書が出されましたが、これは各自に配布されていますが、今後要望書についてはどのような取扱いをする予定なのでしょう。また、この要望書は非常に関心のある貴重な意見だと思いますので、取扱いについて伺います。 |
| 鈴木会長 | この要望書の存在、内容についてはご発言どおり全議員さんに配布しています。この趣旨を踏まえて議員の皆さんは各町の議会に持ち帰って検討して頂いて、それを踏まえて合計 15 名の議員で構成する 3 町調整のための検討会で最終的に原案ができあがってくると思いますので、その段階で、この場で今の要望の趣旨も踏まえて議論頂くこととなります。個々の折に触れて参考にしていくことになるかと思います。 |
| 司会（事務局次長） | 他に、ございますか。 |
| 松本（喜）委員 | 次回は 2 時からということですが、皆さんご熱心で時間がかかりますので、次回は 1 時 30 分からでどうですか。 |
| 鈴木会長 | 時間を早める点については、事務局はどうですか。 |
| 事務局長 | この協議会の前段で正副会長会議が入っているので、その調整がつけば変更は可能です。 |
| 鈴木会長 | 藤岡さんは 24 日、議会の最終日ですか。 我々 3 首長とも早めることに異論はないんですけども、藤岡さんが議会の最終日だそうで、午前中いっぱいくらいはかかるだろうということです。そうすると我々は協議会の始まる前、今日は 2 時から始まるので 1 時 15 分に集合して進行段取りなどをして臨んでます。 1 時半から協議会をはじめるなら 12 時半に集合ということになりますね。可能ならいいんですが、来月は藤岡さんが午前中かかるので、食事の時間もありますし、12 月は難しいかなと思います。ただ、ありがたいご提言ですし、12 月は 8 項目に増えていて、今日 7 項目でギリギリですので、クリスマスイブで申し訳ございませんが、もしかしたら 5 時過ぎるかもしれませんね。 議会の最終日で藤岡さんも夕方から予定があるそうなので、若干のご不便をかけますが、この協議会を最優先ということで、3 町ともご理解頂きたくお願いいたします。 また、次回の協議事項には事務組織や機構の取扱い、納税関係事業等で各町の各課が担当していることが出てきます。もしかしたら、委員の皆さんから各課の担当者への質問が出るかもしれないので、各町から担当職員を参加してもらおうというのは、事務局は考えてはいませんか。 |
| 事務局長 | 規約のほうにも説明員としてこちらに来て頂くというのがルールで決まっ |

| | |
|-----------|--|
| 鈴木会長 | <p>ておりますので、我々では難しい問題がたくさん出てきますので、今後、各町の担当課長さんに出席頂いて、皆さんにお話できるような体制を整えていきたいと思っています。</p> |
| 司会（事務局次長） | <p>そうですね。たまたま今日は事務局長が元総務課でしたので、大平の自治会のことでも多少は分かったわけですが、今お聞きのとおり可能な限り担当各課の課長さんくらいには出席してもらいたいと思います。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>以上をもちまして第5回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会を終了させていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> |